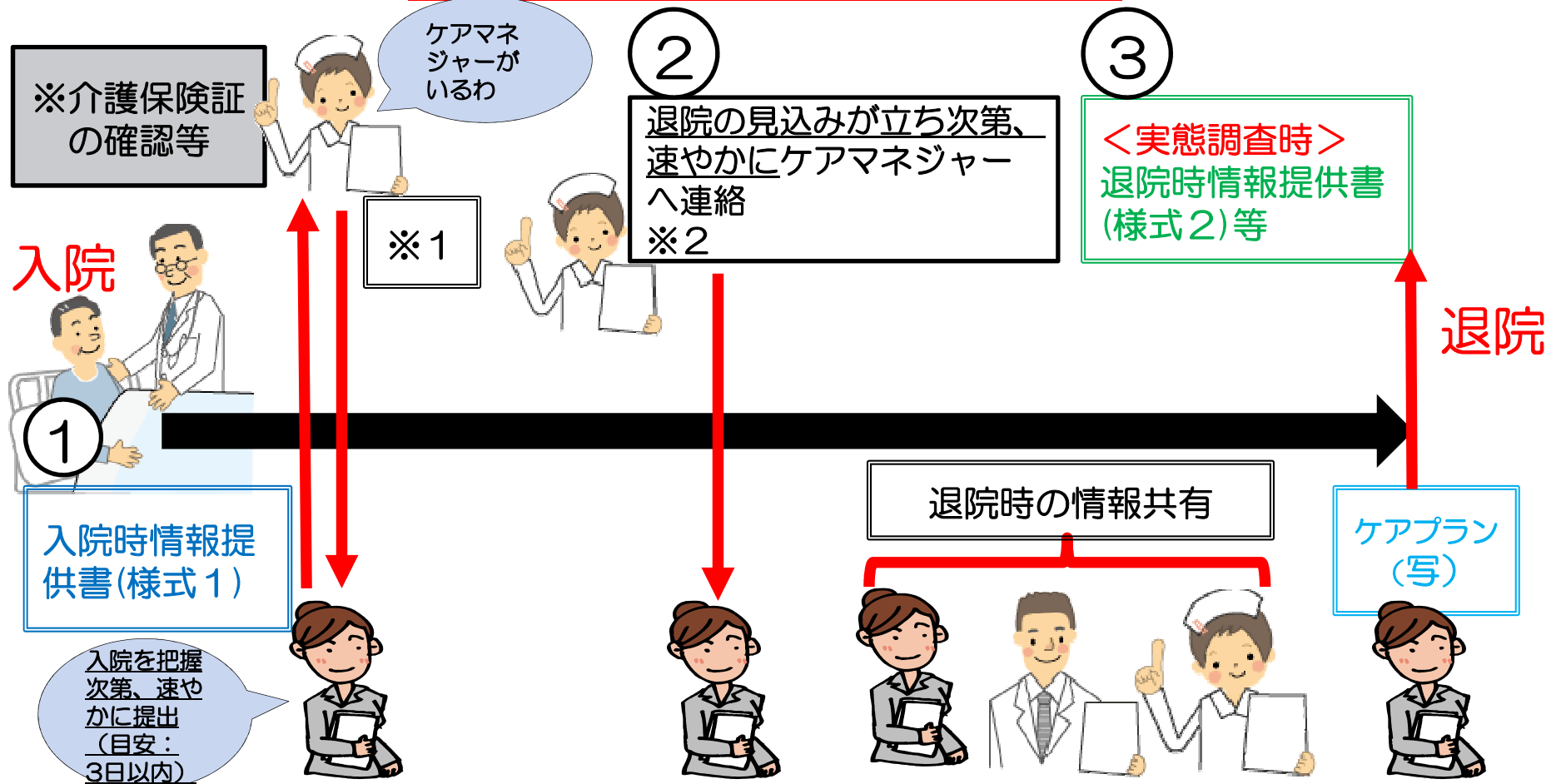


入退院調整ルールは、 大きく分けて2つ

- 入院前にケアマネジャーがいる患者の場合
- 入院前にケアマネジャーがいない患者の場合

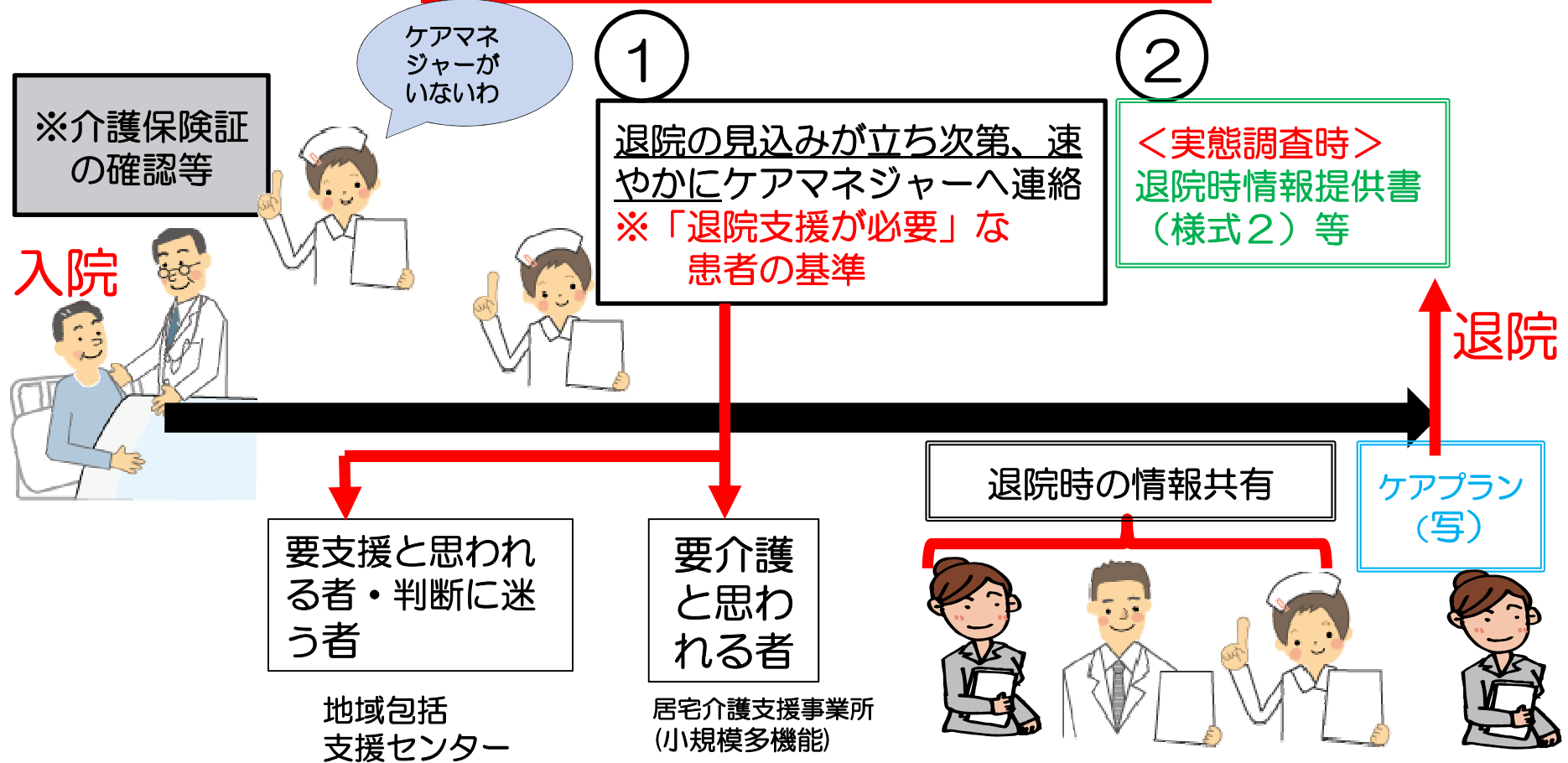


A 入院前にケアマネジャーがいる患者の場合



- ※1 ケアマネジャーからの連絡がない場合は、ケアマネジャーを把握次第、速やかにケアマネジャーへ連絡
- ※2 病因・病状によって基準となる在院日数は異なる
⇒退院の見込みが立ち次第、速やかに (おおよその目安: 退院1週間前まで)

B 入院前にケアマネジャーがいない患者の場合



※「退院支援が必要」な患者の基準

「要支援」：見守りが必要な者、

放っておくと、介助が必要な状態になるおそれのある者

「要介護」：立ち上がりや歩行、食事、排泄に介助が必要な状態の者、
認知機能が低下している者